



# 大飯原発3、4号機運転差止訴訟判決について

早川 光俊 (CASA専務理事)

2014年5月21日、福井地方裁判所は、大飯原発3、4号機運転差止訴訟において、関西電力に対し、運転(再稼働)してはならないとする判決\*1を言い渡しました。2003年1月の名古屋高等裁判所金沢支部のもんじゅ訴訟控訴審判決、2006年3月の金沢地方裁判所の志賀原発2号機差止訴訟に引き続く、原発における三度目の住民側原告勝訴判決です。

## 原発裁判

原発に対する裁判はこれまでも数多く行われてきました。原発に対する裁判は、原発の設置許可や事業許可の取消を求める「許可取消裁判」、設置許可の無効確認を求める「設置許可無効確認裁判」、建設の差止を求める「建設差止裁判」、運転の差止を求める「運転差止裁判」、定期検査終了証の交付処分の取消を求める「交付処分取消裁判」、廃炉を求める「廃炉請求裁判」などがあります。また、正式な裁判だけでなく、仮の差止を求める仮処分裁判なども行われています。

前述の、原告側の請求が認められたもんじゅ訴訟は「設置許可無効確認裁判」で、志賀原発訴訟は「建設・運転差止裁判」でした。大飯原発裁判は「運転差止裁判」です。

従来の裁判所の判断の枠組は(1992年10月の伊方原発最高裁判決など)、裁判所の審理・判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にされる行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであるとし、①調査審議で用いられた具体的審査基準が、科学的水準に照



5月21日の福井地方裁判所前(提供:大飯原発運転差止訴訟弁護士)

らして不合理であるかどうか、②当該原子炉施設が具体的審査基準に適合するとした原子力委員会等の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤(間違い)や欠落(見落とし)があるかどうかを判断すれば足りるとされていました。すなわち、原発の安全審査は専門技術的な総合的判断が必要であるから、原子力委員会等の判断を尊重すべきで、裁判所が独自に判断することは不適切であるとして、行政に極めて広い裁量権を認め、具体的な審査基準や手続きに「看過し難い過誤、欠落」がなければ適法であるとするものでした。その結果、ほとんどの裁判で原告側が敗訴してきました。

これに対し、今回の大飯原発判決は、大飯原発において人格権が

広汎に侵害されるという事態を招く具体的危険性が万が一でもあるかどうかを裁判の審理・判断の対象とし、その危険性が認められれば、裁判所は差止めを認めることができるとの立場をとったところに、大きな特徴があります。

## 裁判の争点

この裁判で争点となったのは、以下のような点です。

- ①本件原発に求められる安全性
- ②地震の際の冷やす機能の維持
- ③閉じ込める構造(使用済み核燃料の危険性)
- ④関電の主張するエネルギー供給の安定性、コスト
- ⑤関電の主張するCO<sub>2</sub>削減効果
- ⑥大飯原発事故の被害が及ぶ範囲

\*1 原子力資料情報室のHPで全文を見ることができます。

## 人格権は経済活動の自由に優先する

判決は、まず「はじめに」で、「個人の命、身体、精神及び生活に関する権利はその総体が人格権であって、人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない」とし、「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは、原発事故のほかは想定し難い。原発の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由に属するもので、憲法上は人格権の中核部分より劣位に置かれるべきものである」として、国民の人格権が原発を稼働させるという経済活動の自由よりも重視されるべきだとしました。ここで引用されている憲法13条は「幸福追求権」、25条は「生存権」に関する条文です。

その上で、福島原発事故に言及し、「福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている。」として、人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できるとしまし

た。

そして、「大飯原発で事故の具体的な危険性が万が一でもあるかどうか判断の対象とされるべきで、福島原発事故の後において、この判断を避けることは、裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するに等しい」と述べています。「福島原発事故の後において」との条件付きですが、これまでの原発裁判で、多くの裁判官が「判断を避けて」きたことに対する痛烈な批判になっています。判決後、原告が「司法は生きていた」との旗を出したことが、敗訴が連続していたこれまでの裁判所に対する不信感を象徴しています。

## 本件原発に求められる安全性について

判決は、前述のとおり「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的権利(人格権)が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは、原発事故のほかは想定し難い」ため、「原発に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない」としていま

す。汚染水漏れを止められない現在の状況は、「放射性物質の危険から国民を守るべき万全の措置」からは、ほど遠いものがあります。

## 地震の際の冷やす機能の維持について

判決は、「原発は運転停止後も電気と水で炉の冷却を続けねばならず、何時間か電源が失われれば事故につながり、いったん発生した事故は時の経過に従って拡大する(図1)。このことは他の技術の多くが運転停止という単純な作業によって、その被害の拡大の要因が除去されるのとは異なる、原発に内在する本質的な危険である」とし、「原発技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福

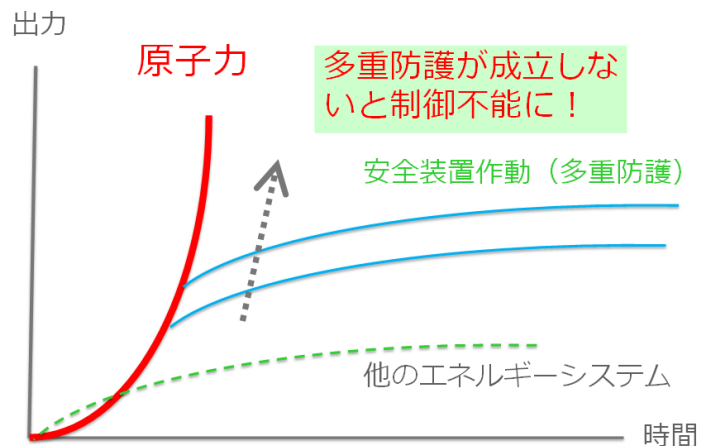


図1 原発の危険性



島原発事故を通じて十分に明らかになった」としています。そして、福島原発事故では、止めることには成功したが、冷やすことができなかったために放射性物質が外部に放出されることになったとし、大飯原発は地震の際の冷やすという機能と閉じこめるという構造において以下のような欠陥があると認定しています。

- ① 1260ガル\*2を超える地震によってこのシステム(冷却システム)は崩壊し、非常用設備ないし予備的手段による補完もほぼ不可能となり、メルトダウンに結びつく。この規模の地震が起きた場合には打つべき有効な手段がほとんどない。これまで、岩手宮城内陸地震(2008年6月)では4022ガル、新潟県中越沖地震(2007年7月)では1699ガルが観測されており、大飯原発に1260ガルを超える地震が来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。
- ② 関電は、大飯原発では700ガルを超える地震はまず考えられないと主張するが、全国20箇所に満たない原発のうち、4つの原発(女川原発、志賀原発、柏崎刈羽原発、福島第1原発)に5回の想定した地震動を超える地震が、2004年以後10年足らずの間に到来している事実を重視すべきである。
- ③ 関電が基準地震動とする700ガ

ル以下の地震でも、外部電源が断たれ、かつ主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがあることは関電自身も認めているが、関電の主張する冷却維持機能の1つに失敗しただけでも、加速度的に深刻な事態に陥りかねない。

①の1260ガルというのは、関電自身が炉心燃料の重大な損傷(メルトダウン)を回避する手段がなくないと認めている地震動です。700ガルというのは大飯原発の設計の前提とされている地震動で、原発直下での最大の揺れとして想定され、これをもとに原子炉、建屋、配管などの構造や強度が決められます。

判決は、「地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るといふのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる」としました。

### 閉じ込める構造について (使用済み核燃料の危険性)

判決は、「使用済み燃料も、崩壊熱を発生し続け、水と電気冷却を継続しないと、その危険性は極め

て高く、福島原発事故で「4号機の使用済み燃料が破滅的事態を免れ、避難計画が現実のものにならなかったのは僥倖<sup>きようこう</sup>とも言える」としました。

大飯原発では、「使用済み核燃料プールから放射性物質が漏れたときこれが原子力発電所敷地外部に放出されることを防御する原子炉格納容器のような堅固な設備は存在せず、いわばむき出しに近い状態になっている」と、その危険性を指摘しています。

### 大飯原発の安全性について

判決は、以上のような検討を行ったうえで、大飯原発の安全性について、「国民の生存を基礎とする人格権を放射性物質の危険から守るといふ観点からみると、本件原発に係る安全技術及び設備は、万全ではないのではないかという疑いが残るといふにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ない」と厳しく指摘しました。

### 関電の主張するエネルギー供給の安定性、コストについて

関電は、大飯原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張しましたが、判決は「極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低い

\* 2 地震の揺れ(加速度)の単位。1ガルは1秒ごとに1センチずつ加速すること。地球上で物が落ちる時の加速度(重力加速度)は980ガルで1Gともいう。

の問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の可否を判断すること自体、法的には許されない」とし、「たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるのが国富の喪失であると当裁判所は考えている」としました。裁判官がこの部分を読み上げた際には、傍聴席から拍手が湧いたと報道されています。

## 関電の主張するCO<sub>2</sub>削減効果について

関電は、原子力発電所の稼働がCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出削減に資するもので環境面で優れていると主張しました。これに対し判決は、

「原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はさまざまいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである」と喝破しています。

## 大飯原発事故の被害が及ぶ範囲について

判決は、189名の原告のうち、大飯原発から250km圏内に居住する166人について、裁判の原告となる資格（原告適格）を認めました。すなわち、大飯原発事故が起きた場合、250km圏内に被害が及ぶ可能性を認めました。250kmに居住する原告について原告適格を認めた理由について、福島原発事故において、原子力委員会委員長が福

島第一原発から250km圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したことをあげています。また、チェルノブイリ事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいるとしています。

大飯原発から250kmは図2のとおり、東は愛知県、北は石川県、南は和歌山県、西は岡山県がほぼすっぽり入ってしまいます。ちなみに、大阪市は大飯原発から約100kmです。滋賀、京都、大阪、兵庫の4府県約1450万人の水瓶である琵琶湖は、大飯原発から50km程度で、大飯原発が事故を起こすと、こうした地域が飲料水を失うことになります。

## 原発に依存しない社会を創る梶子に

筆者は36年間弁護士していますが、このような痛快な判決には滅多にお目にかかれませんが、この判決はたまたま良い裁判官がいたから出されたものではないと思います。全国25箇所以上の原発誘致計画を止めてきた、原発誘致に反対する粘り強い住民の闘いと、福島原発事故後の脱原発を求める広汎な世論がなければ出されなかった判決だと思います。

現在の安倍政権は、原発再稼働、原発輸出にまっしぐらですが、この判決を梶子に、原発に依存しない社会を創る活動がますます重要になっていると思います。

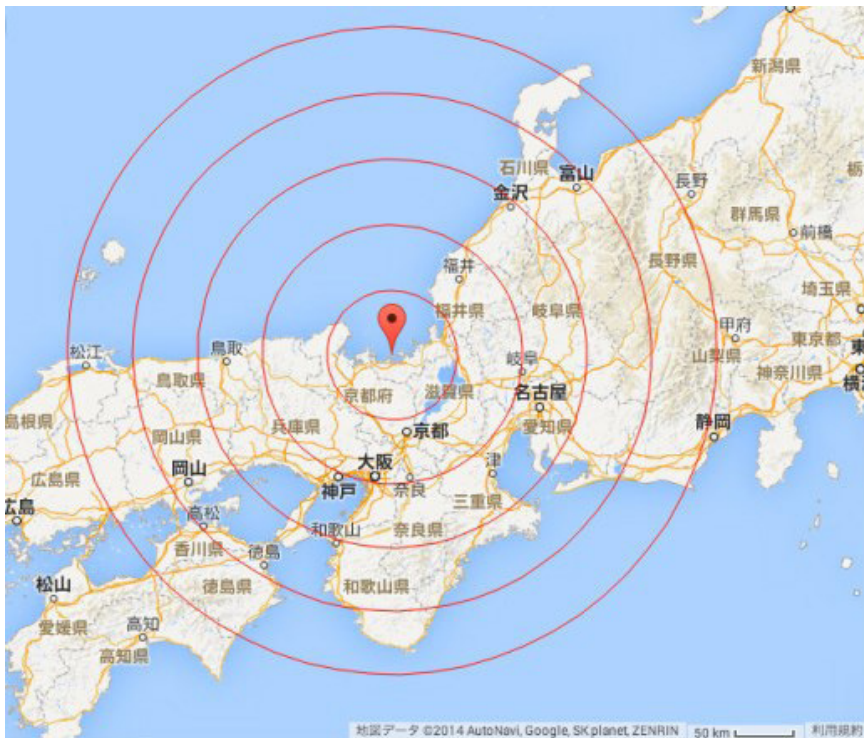


図2 円は大飯原発から50kmごとで、もっとも外側の円が250kmです。